

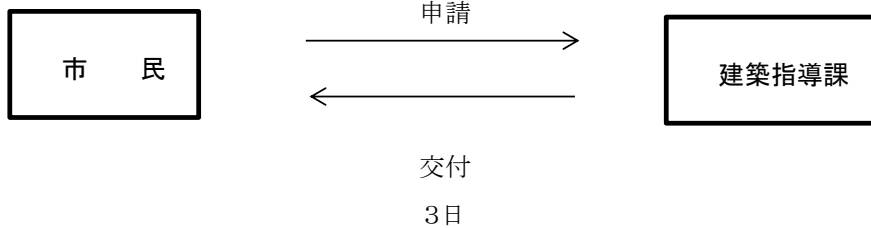
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 56

処 分 名	地位の承継の承認	
処 分 の 概 要	承認申請書に基づき地位の承継を承認する。	
根 拠 法 令 名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)	
条 項	第10条	
所 管 課	建築指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3日	
標 準 処 理 期 間	計	3日
判 断 基 準	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条に該当する者の申請であること。</p> <p>【根拠法令等】                  長期優良住宅の普及の促進に関する法律                  (地位の承継)</p> <p>第十条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、計画の認定を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p> <p>一 認定計画実施者の一般承継人</p> <p>二 認定計画実施者から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第四項第四号イ(第八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。以下「認定長期優良住宅」という。)の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。